

第4回多治見市地域福祉計画策定委員会議事録（案）

日 時：令和5年10月24日（火）

14:00～15:30

場 所：多治見市駅北庁舎 4階 大ホール

出席委員： 安藤 秀章委員、加藤 孝春委員、加藤 泰治委員、柴田 勇夫委員、高木 浩二委員、高橋 重久委員、竹内 恒夫委員、塚本 邦夫委員、西田 葉子委員、布村 由樹委員、野々垣 直美委員、星野 保隆委員、（50音順）

事務局： 福祉課長：渡辺 康之、福祉課：山田 康則、三浦 和広、前田 ひさ佳

1 議題

- （1）地域福祉計画に係る各計画の進捗状況について
- （2）重層的支援体制の整備に関する事業について（第3章に追加）

○福祉課長 ただ今より、第4回多治見市地域福祉計画策定委員会会議を開催する。

○委員長 それでは、議題1 地域福祉計画に係る各計画の進捗状況についてを事務局から説明を請う。

（事務局 説明）

○委員長 それでは、議題1の意見を請う。

○委員 アウトリーチについて、支援をして欲しいと手を挙げる人でなく、自分で手を挙げられない人の支援をするネットワークが必要。

○委員 自ら支援（SOS）を発信できることと支援（SOS）を求めることに恥ずかしさを感じることはない環境が必要である。

○委員 高齢者保健福祉計画の策定の中で、認知症高齢者の高齢者は重複するので不要ではないか。

○委員 地域福祉計画は4計画を統括し、横串さしにしたものと考えて、各計画については相対的にみていただきたい。昨年度も説明したように、事業ではなく、「取組」と「項目」のチェックをしていただきたい。こうした委員会では、細部に目が行きがちだが、4計画については現在策定中なので、修正については、高齢福祉課に反映できるか確認する。

○委員 重層的支援には、高齢、福祉、保健など複合的に関わっているケースがあり、保健所では、精神障がいに関わったケースでも、生活の支援が必要だったので、市役所の各課に繋ぎ、結果として生保の受給開始ができた。地域福祉を包括的に考えることは重要と考えるので、各課で受けたケースを関係機関につないでいくような対応が

できると良い。

- 委員 警察署内で対応するケースも、一つの問題を抱えている世帯の対応より様々な問題を抱えている世帯に対応するケースが多い。市役所においても、各課に跨ったケースが多いと考えられるので、情報共有することが非常に重要と考える。また多機関との協働も重要になる。
- 委員長 その他として、社会福祉協議会も地域福祉活動計画として同時進行しているが、どうか。
- 委員 「地域包括ケアシステム」には、障がい者や高齢者が含まれているが、最近では「子ども包括」もできた。すべを含めて「包括ケアシステム」としているが、重層的支援の関わりが大きくなってくる。社会福祉協議会では、地域福祉活動計画として「活動」が入った計画を策定しているが、地域福祉計画と連動しながら重層的支援体制を盛り込んでいく予定をしている。
- 委員 障がい者総合支援法から介護保険法に移行する際に、サービス内容が変わる。例えば、家の中でも車椅子を使用して生活している人が、介護保険法に移行することによって、同等のサービスを受けられるのかが重要である。高齢者保健福祉計画の中で分かりやすく掲載していただけるとよい。
- 事務局 今回は各分野の計画の進捗として説明したが、本来なら第4期地域福祉計画の冊子37ページ以降に取り組んだ結果を提示できるが、4計画が策定中なので提示できない。しかし、各計画は年度内にはできあがる予定なので、次の第5回策定委員会では、ほぼ完成形で提示できると考えている。その際に審議していただきご意見をいただきたい。個々の計画については、事務局も全部を把握していないが、どの計画も策定委員会のなかで練られてできたものである。質問点については、事務局を通じて各課に聞いておくが、この委員会では、進捗状況の説明である事を理解してもらいたい。
- 委員 高齢者保健福祉計画の「認知症施策の推進」のなかの「認知症予防の推進と早期発見」とあるが、最近では、認知症を遅らす薬が新薬として出る可能性がある。次回の計画では、どうしてこの部分が消去されたのか。
- 委員 先日の高齢者保健福祉計画策定委員会の会議の中で、基本方針1と2を重点として全面にあげていく方針が決定した。認知症に関しては、今まで通り本人に対する支援を行っていくが、特に家族に対する支援に重点を置き、認知症の早期発見や予防につなげていく。
- 委員 介護保険法が改正されるということだが、スケジュールは分かっているのか。
- 委員 スケジュールについては、3年に1度制度改正を行い、介護保険料改正も含めた計画策定を進めている。年内には保険料の額を確定し、サービスの内容や量も決め、第9期高齢者保健福祉計画のなかに入れ込む予定でいる。
- 委員 介護保険法が変わるとサービスの内容が変わるが、今までやっていたサービスは継続されるのか。

- 委員 制度改正を踏まえて計画を策定する。制度自体に大きな改訂はないので、大きくかわることはない。
- 委員長 他に意見はないか。
(意見なし)
- 委員長 議題2 重層的支援体制の整備に関する事業についてを事務局から説明を請う。(事務局 説明)
- 委員 8050 問題を解決するには、横のつながりが非常に重要だと考える。特に男性が独居になった場合は、相談先も判らない状態が多い。そうならないためにも重層的支援が必要となる。
- 委員 地域づくり支援事業の中に、地域力と地域福祉協議会の2つの組織があるので分かりにくい。福祉分野以外を地域力で行うイメージがあり、行政も2つの課で実施しているので、2つの組織が必要なのかと思ってしまう。基本的に地域住民の困りごとを、共助で行い、その賄えない部分を、行政の力をかりて公助で解決していくようなイメージである。また、生活支援サービスをすることが、地域住民の困りごとを解決する手段だと思う。その他にも、「有償ボランティアを含めた新たな方法の研究」についても理解しづらい。共助の場合、無償のボランティアでは人が集まらないので、有償ボランティアにならざるを得ないのが現状。居場所づくりにしても、小学校単位とあるが、校区を区切ってしまうと、高齢者は歩いていけない場所もある。校区関係なく、歩いて行ける範囲で居場所づくりをすることが必要と考える。
- 委員 保健師は、校区ごとに担当保健師がいるが、福祉関係の担当者を校区に配置する考えはあるのか。
- 事務局 今のところそう言った考えはない。買い物や移動等の生活支援サービスについては、センター機能を作り、そこに連絡すると生活支援等が受けられる拠点を作ることイメージしている。その拠点が小学校単位であるといいと考えている。あらゆる支援ができることが、地域住民を網羅することに繋がっていく。
- 委員 あいのりタクシーは校区単位でなく、自治区単位でやっている。違うシステムをつくるということか。
- 事務局 「新たな社会資源の開発」事業については、委員の意見を踏まえことば等を整理したい。市内全部に地域社会協議会と地域力組織があれば問題ないと考える。
- 委員 地域福祉協議会については13校区のうち8校区しかない。これから立ち上げようとしている地域にとって、地域福祉協議会と地域力があると2つの施策の影響を受けてしまう。
- 事務局 地域力については、住民の方が、福祉に限らず、自分達で提案したもので会議体をつくるものと考えている。その会議体で、福祉、防災、環境と様々な活動をしている。
- 委員 サロン活動等で話をすることはとても大切で、横のつながりとなっているのではないか。

- 課長 8050 問題は、今では 9060 問題になっている。介護のため離職した人は、復職することが難しい。復職できないと生活困窮に陥る。負の連鎖的なものになってしまう。ヤングケアラーや不登校やら、一軒の家庭に様々な問題をかかえているので、重層的相談に対処しながら、できることをできる限り行い、一つずつ問題を紐解いていければいい。
- 委員 町内会の加入率は、2000 年は 84.13%、2023 年は 65.03%になる。減る一方で 10 年以内には 50%となり、半分の世帯しか加入していないことになるが、このままでもいいのかと思う。
- 委員 。現在の活動は、区がしっかりしている前提で活動できているが、加入率が 50%になると非常に厳しい。広報も、町内会の回覧に頼っている。今後は未加入世帯をいかに加入させるかも大切だが、加入者が未加入者の負担をしているのも現状である。
- 委員 9 月議会の中で議員から「自治会加入率が 65%の原因はどこにあるのか。」という問題提起があった。次年度は、市として町内や区に、最低限お願いすることは何かを洗い出し、それを検討し、自治会との関係をどうするのか考えていく必要がある。市としては、自治組織の人材（高齢、人材が少ない）や自治会との協力体制を見直す時期にきている。
- 委員 社会福祉協議会も、町内会の加入の一部負担によって成り立ってる。未加入の住民をいかに呼び込んで加入させるのが課題となる。
- 委員 重層的支援体制は非常に重要な事業だと思う。声を挙げれない人達をどうやってみつけるか。声をあげた人をどのように支えるかについては、アウトリーチ支援イコールコーディネーターを配置することで、そのコーディネーターが一番大事な役割を担っていくことになるのではないか。支援機関の人出不足等の問題がある中で、支援の必要な人を、一人でも多く支援につなげていければいい。
- 委員 民生児童委員は住民とどこまで関わり合えるのか。
- 委員 基本的には独居老人のみ見守り対象として巡回している。同居家族がいると介入しない。
- 委員 独居老人以外は見守り対象となっていないということだが、その他の人はどうなのか。
- 委員 民生児童委員は、独居老人等に関係なく、相談に来た人の相談をすべて受けるが、見守りは独居老人のみで月 1 回巡回している。同居世帯の家庭は訪問しない。民生児童委員の現状は、高齢化が進み、なりてもない。自分の地域以外の場所にも行く事もある中で、すべての世帯を見守ることは不可能である。
- 委員 いろいろな体制での見守り活動は必要と考える。
- 委員 根本校区地域力ではなく、令和 5 年 5 月に「ねもと地域力」と改名した。
- 委員 資料 2 の前文は事業概要が記載されているため、3－7 までの書きぶりに合わせ、〇〇〇を「します。」という表記に統一した方が良い。

○委員長 他に意見はないか。

(意見なし)

○委員長 次回の予定及び検討内容について事務局から説明を請う。

(事務局 説明)

○委員長 これをもって、第4回地域福祉計画策定委員会会議を終了する。